【不足額給付Ⅱ】令和7年度の不足額給付Ⅱにおいて算定対象となる可能性

はい →
いいえ →

スタート

令和7年1月1日時点で和歌山市に住民票がある。
- いいえ → 和歌山市では給付の対象になりません。
- はい ↓

令和5年中、令和６年中ともに合計所得が1,805万円以下
- いいえ → 不足額給付Ⅱの給付の対象とはなりません。 → 令和6年度個人住民税における合計所得金額は1,805万円を超えているが、令和6年分所得税における合計所得金額は1,805万円以下の場合、1人あたりの定額減税可能額は令和6年所得税分の3万円となります。令和6年度個人住民税の定額減税は合計所得が1,805万円を超えているため対象外です。不足額給付の算定も、定額減税可能額を所得税分の1人あたり3万円とし、減税しきれない額があれば、不足額給付Ⅰの対象となる場合があります。
- はい ↓

令和６年中の合計所得が４８万円を超える。
- いいえ → 自身が（青色）専業専従者である。
  - いいえ → 不足額Ⅱの対象とはなりません。（扶養親族として減税・給付の対象となったり、低所得世帯支援給付の対象となっている場合があります。）
  - はい ↓
- はい ↓

税務署で受け付けたことがわかる、事業主の確定申告書、収支内訳書、又は青色申告決算書の写しを提出できる。
- いいえ → 申請には確定申告書等の写しが必要です。
- はい → 令和6年中の所得は
  - ①給与所得のみ
  - ②公的年金等にかかる雑所得のみ
  - ③給与所得と公的年金等にかかる雑所得のみ　である。
- いいえ → 税務署で受け付けたことがわかる、確定申告書の控えを持っており、写しの提出が可能。
  ※所得税が発生しない又は変動がない（確定申告義務がない）場合は、確定申告ではなく市役所での住民税申告が必要です。住民税の申告をした場合は、支給要件を満たした場合に令和7年８月以降の給付対象となります。
  - いいえ → 申請には確定申告書等の写しが必要です。
  - はい → 確定申告書第一表㊸が０。
    - はい ↓
    - いいえ → 定額減税の適用を受けることとなるため、不足額給付Ⅱの対象とはなりません。

①給与所得のみの場合
給与所得の源泉徴収票は年末調整済みであり、確定申告不要、かつ、確定申告する予定がない。
- いいえ → 確定申告をした場合は上の矢印へ
  ※所得税が発生しない又は変動がない（確定申告義務がない）場合は確定申告ではなく市役所での住民税の申告が必要です。住民税申告をした場合は、支給要件を満たした場合に令和7年８月以降の給付対象となります。
- はい ↓

②公的年金等にかかる雑所得のみ
公的年金の収入金額は400万円以下であることに加え、いずれも源泉徴収の対象であり、確定申告不要、かつ、確定申告をする予定がない。
- いいえ → 確定申告をした場合は上の矢印へ
- はい ↓

③給与所得と公的年金等にかかる雑所得のみ
公的年金の収入額は400万円以下であり、いずれも源泉徴収の対象であることに加え、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であり、確定申告不要、かつ、確定申告する予定がない。
- いいえ → 確定申告をした場合は上の矢印へ
- はい ↓

源泉徴収票に記載の源泉徴収税額が0。
- いいえ → 定額減税の適用を受けることとなるため、不足額給付Ⅱの対象とはなりません。
- はい ↓

源泉徴収票の摘要欄に減税控除済額の記載がない。
- いいえ → 本人もしくは扶養親族として定額減税の適用を受けているため、不足額給付Ⅱの対象とはなりません。以下の3つの要件を全て満たした場合、令和6年度個人住民税において同一生計配偶者および扶養親族として定額減税を受けていても、不足額給付3万円支給の対象となる可能性があります。
  ①令和6年度個人住民税において、扶養親族等として定額減税対象である。
  ②本人を扶養している納税義務者が当初調整給付金を受給していない。
  ③本人の令和6年分所得税額が0円、かつ、税制度上、扶養親族等になれない（合計所得48万円超過、事業専従者であるなど）。
  他の要件も確認のうえ、不足額給付Ⅰ（3万円）の対象となる可能性があります。
  （注1）住民税分の1万円は、令和6年度個人住民税において扶養主が既に適用を受けているため、不足額給付算定の対象となりません。
- はい → 令和6年度個人住民税所得割額が０（定額減税前）かつ、税制上の扶養親族として減税の対象になっていない。
  - いいえ → 本人もしくは扶養親族として定額減税の適用を受けているため、不足額給付Ⅱの対象とはなりません。以下の3つの要件を全て満たした場合、令和6年度個人住民税において同一生計配偶者および扶養親族として定額減税を受けていても、不足額給付3万円支給の対象となる可能性があります。
  - はい ↓

当初調整給付の支給対象ではない。
- いいえ → 当初調整給付を受けている場合、不足額給付Ⅱの対象とはなりません。
- はい ↓

令和５年度非課税世帯給付（７万円）・令和５年度均等割のみ課税世帯給付金（１０万円）・令和６年度新たに非課税・均等割のみ課税世帯給付金（１０万円）の対象世帯の世帯主・世帯員ではない。
- いいえ → 低所得世帯支援給付金の受給対象であった場合、不足額給付Ⅱの支給対象となりません。
- はい ↓

不足額Ⅱの対象となる可能性があります。
課税資料等を基に、本市において支給要件を満たすことを確認できた場合には、令和7年８月以降に、順次給付金の通知を送付する予定です。